

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、長野県知事から、平成 26 年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成 27 年 10 月 1 日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 上 野 紘 志
同 西 沢 昭 子
同 清 沢 英 男

【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
公益社団法人長野県 林業公社	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 平成 25 年度決算で計上された過年度支払利息 582,182 千円について</p> <p>平成 13 年度より、平成 9 年度以前の県からの借入金に対する利息を無利子（平成 10 年度以降の借入金は当初より無利子）とし、元利一括償還とする契約変更が行なわれました。この時点で平成 9 年度借入までに係る利息の計算に当たり未払計上すべきであった金額があり、その後の支払額を差引き、未払額を計上したものです。</p> <p>公社は当該金額を正味財産増減額計算書上、経常費用（事業資金借入金支払利息）として処理していますが、当該金額は公益社団法人移行前の発生額であり、過年度損益を修正するものであるため、経常外増減の部経常外費用（事業資金借入金過年度分支払利息）に計上することが適当でした。</p> <p>2 計算書の財務諸表に対する注記の検討</p> <p>公益法人会計基準及び林業公</p>	<p>1 今後このようなケースが生じた場合は、決算処理に十分留意します。</p> <p>2 注記をできるだけ簡潔にわかりやすくするとともに、文面を工夫し、より明確化するよう改善しました。</p>

	<p>社会計基準に従い、必要な事項について誤解を生じさせない文面に改めるよう検討してください。</p>	
長野県住宅供給公社	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 県営住宅の管理に関する基本協定に基づく事務処理の改善 基本協定に基づく以下の事務処理について改善してください。</p> <p>(1) 県からの無償貸与品（備品等）の台帳を作成してください。</p> <p>(2) 県から平成 24 年度に無償貸与されたパソコンを基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。</p> <p>2 文書取扱規程に基づく事務処理の改善 文書分類表等を作成してください。</p>	<p>1</p> <p>(1) 県からの無償貸与品（備品等）の台帳を作成しました。</p> <p>(2) 建築住宅課公営住宅室と協議の上、無償貸与品一覧表に記載しました。</p> <p>2 文書取扱規程に基づき文書分類表等を作成しました。</p>
	<p>所管課（建設部建築住宅課）に対する指導事項</p> <p>1 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンの事務処理の改善 平成 24 年度に無償貸与したパソコンの以下の事務処理について改善してください。</p> <p>(1) 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンを県営住宅の管理に関する基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。</p> <p>(2) 上記のパソコンについて、財務規則に基づく借受物品管理簿に記載してください。</p> <p>2 長野県住宅供給公社への適切な指導 以下のとおり不備がありましたので、長野県住宅供給公社に対し、適切な指導をしてください。</p>	<p>1</p> <p>(1) 公社に無償貸与したパソコンについて、公社と協議の上、基本協定書の無償貸与品一覧表に記載しました。</p> <p>(2) 上記のパソコンについて、借受物品管理簿に記載しました。</p> <p>2</p> <p>(1) 基本協定に基づく県からの無償貸与品（備品等）の台帳の作成指導を行い、作成された台帳の現物確認を行いました。</p> <p>(2) 文書取扱規程に基づく文書分類表等の作成指導を行い、作成された文書分類表等の現物確認を行いました。</p>

	<p>(1) 基本協定に基づく県からの無償貸与品（備品等）の台帳が作成されていないこと。</p> <p>(2) 文書取扱規程に基づく文書分類表等が作成されていないこと。</p>	
--	--	--

【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター	<p>団体等に対する意見</p> <p>着実な返済計画の策定</p> <p>平成5年度から6年度にかけて土地建物等設備資金として県から中小企業高度化資金5億6,450万円の無利子借入を行い、平成24年度には返済計画を策定し、償還に努められた結果、平成25年度末の当該借入金残高は9,866万余円と減少しました。</p> <p>今後も県と協議の上、着実な返済計画を策定し、償還するよう努めてください。</p>	<p>高度化資金の償還について、平成26年12月に県と協議を行い、中小企業高度化資金貸付金条件変更契約申請を行い、承認となりました。</p> <p>変更後の返済計画に基づき計画的な返済を行い、平成28年度までに完済する見込みです。</p> <p>(償還計画)</p> <p>平成26年度 3,500万円</p> <p>平成27年度 3,500万円</p> <p>平成28年度 2,867万円</p>
長野県中小企業団体中央会	<p>団体等に対する意見</p> <p>財務諸表に対する注記の付記</p> <p>財務諸表に対する会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算関係書類としてください。</p>	<p>中小企業等協同組合法規則には、注記(表)に関して規定されていないことから、これに代えて組合会計基準により、重要な会計方針について記載しました。</p>
公益社団法人長野県林業公社	<p>団体等に対する意見</p> <p>経営改革プランの着実な実行</p> <p>林業公社は、公社組織を改革するとともに、企業的感觉を持って経営改革を実施するため、平成26年5月に経営改革プラン(計画期間:平成26年度~平成32年度)を策定しました。このプランでは、組織の改革等による経費節減を図るほか、契約団地ごとに現在と将来の評価を行う「施業地カルテ」を平成28年度までに作成し、これに基づき、平成29年度に社営林の</p>	<p>林業公社経営改革プランの成果の検証及び本プランの今後の進め方について検討し、林業公社の経営改革に資することを目的として、長野県林業公社経営改革プラン推進会議を設置しました。</p> <p>委員には、林業公社の運営及び本プランに関する学識を有する者等を考慮し、元県林業公社経営専門委員会の委員2名と県林務部森林づくり推進課長が就任しました。なお、委員の任期は平成32年度末までとしました。</p> <p>本プランの計画的な実施に努め、こ</p>

	<p>施業方針や伐採計画等を記載した長期事業計画を作成するなどとしています。</p> <p>しかしながら、本プランでは県民負担が平成 88 年度に 160 億円を超えるとする試算のもと、経営改善を進めても本プランの効果は 18 億円と計算されています。まずは、この経営改革プランを着実に実行した上で、当公社の改革の進め方について更なる検討が必要と考えます。</p>	<p>のプラン推進会議の検討結果を踏まえるとともに、必要に応じ本プランの見直しも含め林業公社の経営改革を進めます。</p>
--	--	---

監査委員事務局